

名古屋市「介護サービス情報の公表」制度における調査に関する指針

(目的)

第1条 介護保険法第115条の35第3項に規定する、介護サービス情報の報告をした介護サービス事業者に対して行う調査について、介護保険法施行規則第140条の47の2に規定する指針を定める。

(調査対象事業所)

第2条 調査対象事業所は、以下のとおりとする。

- (1) 事業開始後2年目の事業所で前年の介護報酬額が100万円を超える事業所
- (2) 調査を希望する事業所
- (3) 運営指導対象事業所（(1)及び(2)の事業所を除く。）
- (4) 報告内容に虚偽が疑われる場合や公表内容について利用者等から通報があった場合等で、市長が調査を実施する必要があると判断した事業所

(調査手数料)

第3条 調査手数料については、第2条(2)の事業所のみから徴収することとする。

(調査実施機関)

第4条 第2条(1)及び(2)の事業所については、指定調査機関が調査を実施し、第2条(3)及び(4)の事業所については、原則、市職員が調査を実施する。

(調査の特例)

第5条 第2条(3)の事業所の調査については、主たるサービスの調査を実施することにより、他のサービスについては、調査を行わないこととする。

附 則

- 1 この指針は、平成30年7月13日から施行する。

附 則

- 1 この指針は、令和6年5月1日から施行する。